

(1)「経營業務の管理責任者」

「経營業務の管理責任者」とは、營業取引上対外的に責任を有する地位（法人の役員・個人の事業主又は支配人・建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 3 条に規定する使用人（以下「令第 3 条の使用人」という。）一支店長、營業所長等一）にあって、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者をいいます。（法人の役員の場合、非常勤取締役での経験は認められるが、申請時においては「常勤」でなければなりません。）

ア 2 以上の業種の許可を申請する場合において、それぞれの業種について許可の基準の表 1-イ、ロ①いずれかの基準を満たしている者がある場合は、その者がそれらの業種の「経營業務の管理責任者」を兼ねることができます。

イ 同表 1-ロ②は、個人事業主の死亡等により、実質的な廃業となること（許可要件が満たされなくなること。）を救済する場合等に適用する基準です。（許可を受けようとする建設業に限って、経營業務の管理責任者に準ずる地位について年限を加重して経営経験の要件を充足するものとして認められるものです。）

(2)「専任技術者」

「専任技術者」とは、その營業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。

ア 2 以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一營業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。

イ 「経營業務の管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一營業所内において、両者を 1 人で兼ねることができます。

ウ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の營業所である場合は、兼ねることができます。

エ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

オ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

カ 「指定建設業」（P.14（注）参照）について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、一級の国家資格、技術士の資格又は国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有するものと認定した者でなければなりません。

(3)「誠実性」

ア 「不正な行為」→請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為

イ 「不誠実な行為」→工事内容、工期等請負契約に違反する行為

ウ 建設業法、建築士法、宅地建物取引法等で「不正な行為」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、あるいは營業の停止等の処分を受けて 5 年を経過しない者は、誠実性のない者として取り扱われます。

(4)「財産的基礎等」

ア 「自己資本」とは、次の額をいいます。

●法人の場合……純資産合計額

●個人の場合……期首資本金，事業主借勘定，事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金，準備金の額を加えた額

イ 「資金調達能力」については，担保とすべき不動産を有していること等により，金融機関から資金の融資が受けられる能力があるか否かが判断されます。(取引金融機関発行の 500 万円以上の預金残高証明書，融資可能証明書等（申請受理前 1 か月以内のもの）)

ウ 「特定建設業の財産的基礎」

申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において，次のすべての事項に該当していることが必要です。（一般建設業の財産的基礎は P. 17 参照）

なお，決算期を変更すれば財産的基礎を満たす場合には，変更後の決算期における変更届出書の提出が必要になります（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付してください）。

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	※繰越利益剰余金が負の場合，以下の式にあてはめて判断する (繰越利益剰余金が正の場合は，欠損が出ていないので要件を満たす) $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ ↑ 繰越利益剰余金のマイナスをとる	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

(注 1) 個人の場合は，④に示された金額以上の預金残高証明書を提出してください。

(注 2) 財産的基礎は，当該許可を受ける際（更新，追加等を含む。）に判断されるものであり，許可を受けた後に基準に適合しないことになったとしても直ちに影響を受けるものではありません。

(5)「欠格要件等」

P. 17 の 2 の①について、下記ア及びイの添付書類（申請又は届出日前 3 月以内に発行されたもの）が必要です。

ア 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

イ 市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

（注 1）アの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台北務局において発行が可能ですが、仙台北務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。（郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。）

（注 2）イの「身元（身分）証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。